

個人情報保護制度を巡る最近の動向について

■地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会

地方公共団体の個人情報保護制度の中長期的な在り方についての意見交換を通じ、「個人情報保護条例の法による一元化を含めた規律の在り方」「国・地方の役割分担の在り方」を検討するために、個人情報保護委員会が設置した会議

【検討内容】 ① 個人情報保護条例の法による一元化を含めた、個人情報保護に係る規律の在り方
【いわゆる2000個問題への対処】

② ①の方向性を踏まえた地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方

【構成員】 [地方公共団体] 東京都・神奈川県・山梨県・神戸市・和泉市
茨城県五霞町・徳島県那賀町
※ 東京都からは、生活文化局広報広聴部情報公開課長が参加
[地方三団体] 全国知事会・全国市長会・全国町村会

➤ 令和元年12月2日 第1回会議開催 懇談会における論点を検討

➤ 令和2年1月29日 第2回会議開催 構成員（都・県）から条例の運用実態等について報告

⋮

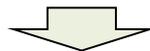
個人情報保護制度を巡る最近の動向について

■ いわゆる2000個問題とは

- ▶ 個人情報保護のルールは、民間、公的部門のそれぞれで異なるものを適用
- ▶ 地方公共団体については、自らの条例に沿って個人情報を取り扱っており、その内容も、条例ごとに違いがある。

(問題の例)

- 個人情報の定義
 - 個人情報の利用・提供が許される場合の要件・手続
 - 非識別加工情報の作成・提供に関する規程の有無
 - 審議会の位置づけ 等
- ▶ 保有主体ごとにルールが異なる結果、官民を通じた個人データの利活用が妨げられている等の問題(いわゆる2000個問題)が指摘されている。



法による一元化を求める声がある。

■ 今後の展望

- ▶ 国における議論の動向を注視する。

個人情報保護に係る法体系

